

臨時貯木場を ご利用ください

町水路改良工事で伐採した樹木を、位置図の場所に仮置きしてあります。薪ストーブ等に利用される方は、ご自由にお持ちください。

なお、現場内で切断等の作業を行ってもよいですが、後片付けを必ず行ってください。現場や周辺での事故、苦情については一切受け付けませんので、ご利用される方は十分に注意してください。

問い合わせ先

産業経済課耕地林務係

(内線62)



少ない会費で大きな保証 東信交通災害共済へ 加入しましょう!

平成26年度の東信交通災害共済は、4月1日から適用となっております。まだ加入手続きがお済みでない方は、町から郵送しました「平成26年度交通災害共済加入のご案内」(ハガキ)に会費を添えて、お早めにお申し込みください。

会員期間

平成27年3月31日まで

※4月1日以降に申し込まれた方は、申し込み翌

日からの適用となります。

会費

15歳未満 200円

15歳以上 500円

会費納入場所

- ㈱八十二銀行本支店
- 上田信用金庫本支店
- ゆうちよ銀行

- (長野、新潟県内に限る)
- 佐久浅間農業協同組合 (町内の支所に限る)

※ハガキを紛失した場合は、再発行いたします。

※詳しい共済内容は、広報やまゆり3月号をご覧ください。

問い合わせ先

総務課庶務係(内線10)

不動産を取得したときの税金 不動産取得税についてのお知らせ

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)を取得したときに、取得した方に納めていただく税金(真税)です。

納税額は、課税標準額(税額計算の基礎となる額)×税率です。

課税標準額は、新築家屋について、「固定資産評価基準」により算出した評価額、その他の不動産について、原則市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

税率は、土地や住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。

なお、一定の要件を満たす住宅を取得した場合は、税の軽減措置があります。

土地・家屋を売買等で取得された方

土地や家屋を購入された場合などは、所有権移転の登記月のおおむね3カ月後に、納税通知書を送付しますので納税をお願いします。

住宅等を新築された方

通常は、住宅等を新築された翌年7月頃に納税通知書をお送りします。(課税標準額が免税点未満の場合は、課税されません。)

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします。

詳細は、長野県公式ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/fudosan/index.html>

問い合わせ先

長野県佐久地方事務所
税務課課税第二係

0267(83)31388

E-mailアドレス

sakuchi-zeimu@pref.nagano.lg.jp

大好評 強力撥水プリズムコート

ツルピカ洗車機導入!!

私たち、洗車の達人が まごころ を込めて仕上げます。

● スタッドレスタイヤ早期予約受付中 ●

やまよし株式会社 小田井SS TEL.32-3306

自家焙煎珈琲豆販売

SANGA COFFEE

好評を頂いています
ドリップパック
ギフト箱

¥1,000
¥2,000
¥3,000

澄んでいること
大切さを教えてくれたのは
珈琲でした。

北佐久郡御代田町御代田1972-1 (小田井交差点西入り)
11:00~18:00 Tel.0267-32-6718 / Fax.0267-32-6784

避難所開設等に 感謝状贈呈

2月14日に発生した大雪の際、避難所開設等にご協力をいただいた馬瀬口区と三ツ谷区に、長野国道事務所長より感謝状が贈られました。両区には、国道18号線で滞留していたドライバーや乗客のみならず、炊き出しを行っていた皆さま。ありがとうございました。



馬瀬口区



三ツ谷区

「みよた広報やまゆり」 が全国広報コンクール 1枚写真の部で入選



「みよた広報やまゆり」の昨年9月号の表紙が、平成26年全国広報コンクール(公社)日本広報協会主催)の「1枚写真」の部で一席に入選しました。入選した作品は、平成25年長野県市町村広報コンクールで最優秀賞となった写真で、県の推薦を受け出品されました。

被写体の皆さんや写真撮影にご協力くださった皆さんのおかげで、このような素晴らしい結果を得ることができました。感謝申し上げます。

これからも、町や市民の魅力を伝えられる広報紙を目指して努力して参ります。

今後とも「みよた広報やまゆり」をよろしくお願ひします。

問い合わせ先

総務課防災情報係(内線88)

行政相談員に

山田 喜実雄氏

(塩野区)



4月1日から、山田喜実雄さんが行政相談員になりました。

『行政相談』とは、皆さまから寄せられた要望や意見・苦情について、行政機関に対して、公平・中立な立場から必要なあっせんを行い、問題の解決を図った

り、皆さまの声を行政運営の改善に生かしたりします。皆さまの身近な相談相手として、総務大臣から行政相談委員が委嘱され、活動しています。毎月、定例相談を開催していますので、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

相談日時 毎月15日

午前9時～正午

場所 ハートピアみよた

問い合わせ先

総務課庶務係(内線24)

人権擁護委員に

柳澤 福美氏

(向原区)



4月1日から、柳澤福美さんが人権擁護委員になりました。人権擁護委員は、人権に係わる相談に応じています。相談は無料で、秘

密は固く守られますので、お気軽にお電話ください。

専用電話

みんなの人権 110番

0570-0003-1110

子どもの人権イン

0120-0007-1110

女性の人権ホットライン

0570-0070-810

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

(32)6522

「守ろう!電波のルール」

6月1日(日)から10日(火)は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です。私たちみんなの財産である電波の良好な利用環境を守るため、不法無線局をなくし、電波を正しく使いましょう。

電波に関することは、総務省信越総合通信局までお気軽にご相談ください。



問い合わせ先

- ★無線設備への混信・妨害および違法な無線設備の情報に関すること
- ★テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること

監視調査課 026(234)9976
受信障害対策官 026(234)9991